

令和4年第2回桶川市農業委員会総会 進行表

令和4年2月25日（金） 午後2時から

場所：桶川市役所 会議室 304

【出席委員】	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、6 熊井茂夫、10 住谷行雄
【欠席委員】	5 加藤俊子、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、11 滝沢和一
【傍聴人】	1名
事務局長	只今より、令和4年第2回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち6名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 2番の和久津委員と、3番の岩崎委員にお願いします。
議長	次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案について説明させていただきます。 農業委員会総会次第兼資料の1ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。 今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。 農地法第4条の許可申請ですので、土地所有者が自らの農地を農地以外のものにする際に行うものになります。 申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらの転用目的は、「工場（追認）」となっております。 都市計画の線引き以前から現在の用途である工場で使用しているとのことです。

	<p>対象地については、農業振興地域整備計画策定当初から農用地区域から除外されていることが確認できております。</p> <p>しかしながら、建築年を示す資料等が添付されていない状況ですので、現時点では追認が認められるかどうか判断ができない状況です。</p> <p>そのため、現在、事務局では追加の資料添付を申請者に依頼をしているところです。</p> <p>事務局としましては、本件については、審査・調査中とし、保留とさせていただければと考えております</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、第1号議案第1号件については、資料不足により判断ができないとの説明がありました。</p> <p>本件については、事務局の提案通り保留としてよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、審査・調整中のため保留とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。</p> <p>農地法第5条の許可申請ですので、農地を農地以外のものにして、所有権の移転や使用貸借権の設定等を行うものになります。</p> <p>まず、第1号件から説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和3年5月の除外申出案件で、申請地は令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については、例外的に認められるとされております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、その不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は61.31㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、自家用車2台を含む3台分の駐車スペースを設け、隣地農地との境界には、</p>

	<p>被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の 大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。 2月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第2号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。 本件は令和3年5月の除外申出案件で、申請地は令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件も、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>住宅部分の建築面積は115.09㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除として地先ブロックを新設する計画です。 本件は、4台分の駐車スペースを設ける計画ですが、その内訳についての説明が無いことに加え、花壇のスペースがあまりにも広いことから、規模の必要性について、説明を求めておりました。</p> <p>しかしながら、本日に至るまで規模の必要性について説明がなされていないため、本件については審査できない状況にあります。</p> <p>従って、事務局としましては、本件についても、審査・調査中とし、保留とさせて</p>

	<p>いただければと考えております 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 只今、第2号議案第2号件については、規模の必要性について説明がなされていないため、審査できない状況にあるとの説明がありました。 本件についても、事務局の提案通り保留としてよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、審査・調整中のため保留とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第3号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。 申請地は農用地区域外農地で、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。 第2種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。 本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。 建築面積は61.69㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。 また、自家用車2台を含む3台分の駐車スペースを設け、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。 2月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第4号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第4号件について説明させていただきますので、引き続き農業委員会総会次第兼資料の2ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用の住宅敷地です。</p> <p>本件は令和3年5月の除外申出案件で、申請地は令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>申請地は、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件も、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は73.26㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、自家用車2台を含む3台分の駐車スペースを設け、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の犬野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
犬野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>2月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第4号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、第3号議案について説明いたします。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の3ページと、令和4年2月農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、16筆です。</p> <p>再度利用権を設定するものが8筆、新規で利用権を設定するものが3筆、利用権を解除するものが5筆となっております。</p> <p>利用権の設定期間は、全て3年間です。</p> <p>利用権を設定する土地の合計面積は、9,880㎡となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の大野委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
大野委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>対象地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第4号議案「桶川市農地利用最適化推進委員の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の4ページをご覧ください。</p> <p>現在の桶川市農地利用最適化推進委員が来月末で任期満了を迎えるにあたり、「桶川市農地利用最適化推進委員募集要項」を作成し、それに基づいて募集を行いました。</p> <p>桶川地区1名、加納地区3名、川田谷地区4名の計8名の募集に対し、桶川地区1名、加納地区3名、川田谷地区4名の推薦がありました。</p> <p>推薦された8名の氏名、性別、年齢等は資料記載のとおりです。</p> <p>資料に記載されております「8条4項」とは、農業委員会等に関する法律第8条第</p>

4項のことです。

そこには、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は農業委員及び農地利用最適化推進委員となることができないと規定されております。

そのため、今回推薦のあった8名について桶川市市民課へ照会したところ、全員該当しないとの回答があったため、「該当なし」と記載しております。

また、桶川市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第4条に規定されております、「市内に住所を有する者又は桶川市の農業及び農地に関する識見を有する者」、「桶川市の常勤職員又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員でない者」のいずれにも該当し、「法令等により、農業委員との兼職が禁止されている者」でないことは、事務局で確認しております。

なお、今回推薦のあった8名は全員、区長又は区長代理から推薦されており、過去に農地利用最適化推進委員を経験された方はおりません。

この案件につきましては、本日ご欠席の農業委員からもご意見を聴取しておりますが、特段ご意見等はございませんでした。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、第4号議案について何か質問等ありますか。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。

続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。

事務局からお願いします。

事務局

それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の5ページをご覧ください。

報告件数は2件です。

1件が住宅敷地で、1件が駐車場敷地でした。

なお、令和4年2月4日から同年2月10日までの専決処分となっております。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料の6ページをご覧ください。

報告件数は3件です。

全て所有権の移転が伴う住宅敷地でした。

なお、令和4年1月28日から同年2月10日までの専決処分となっております。

事務局からの報告は以上です。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和4年3月18日（金）の午前9時から、第2班の班長と会長の2名で行いますので、市役所3階の会議室303にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和4年3月24日（木）の午後2時から、市役所2階の市民活動室でBグループが行います。</p> <p>なお、総会開始前の午後1時30分より、市役所3階の会議室305にて感謝状贈呈式を行いますので、該当者につきましては、Aグループであってもお集まりください。</p> <p>詳細につきましては、後日開催通知を送付いたしますので、ご確認ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時05分</p>